# 台風等異常気象時における生徒の登校について

（1）生徒の登校する以前に、居住地または岡崎市に暴風警報が発表されている場合。

ア）始業時刻２時間前までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。

イ）始業時刻２時間前から午前１１時までに警報が解除された場合には、解除後２時間を経てから当日の授業を始める。

ウ）午前１１時を過ぎた後に警報が解除されるか、又は引き続き解除されない場合は、当日の授業を中止する。

※　上のア）、イ）の場合、交通機関の途絶、道路、橋の破壊等で登校が困難な場合は登校しなくてよい。
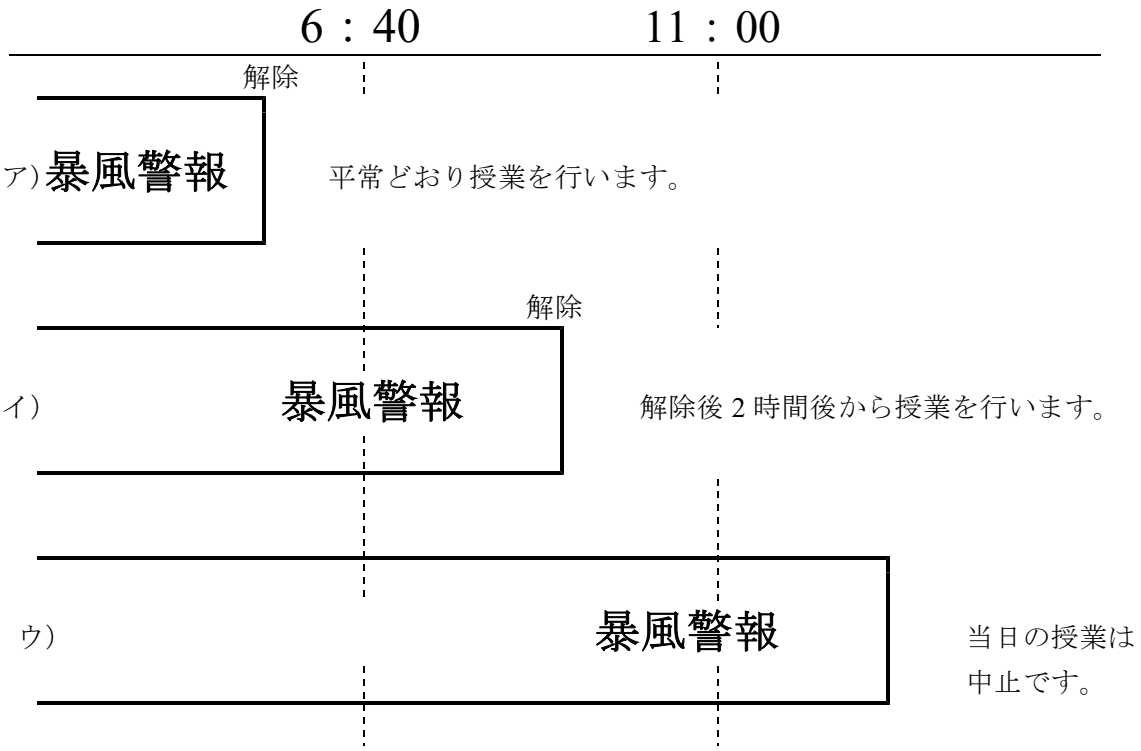
※　居住地に警報が出ているが、岡崎市に警報が出ていない場合、授業は行っています。居住地の警報が解除されてから行動すること。